

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン 実務手順書

2024 年 7 月

総務部総務課(環境班)

目 次

はじめに	1
凡例	1
I. ジェトロ事業における環境社会配慮の実施概要	
1. ジェトロ事業において想定される環境社会配慮上のリスク	2
2. ジェトロ事業における環境社会配慮の実施	2
3. カテゴリ分類の方法	3
II. 環境社会配慮の実施方法、手続き	
1. カテゴリ A	4
2. カテゴリ B	5
3. 環境社会配慮の実施フロー (カテゴリ A 及び B)	7
4. カテゴリ C	8
III. 環境社会配慮の実施における分科会との連絡フロー	
1. カテゴリ A・B 共通	9
IV. 環境社会配慮諮問委員会及び分科会の設置概要と運用目安	
1. 環境社会配慮諮問委員会、分科会	10
＜添付資料＞	
別紙1 事業申請書(雛形)	
別紙2 スクリーニング様式	
別紙3 助言フォーム(雛形)	

はじめに

2024 年 7 月にジェトロ環境社会配慮ガイドラインが改定されました。改定版ガイドラインでは、ジェトロ事業を環境や社会への影響に応じてカテゴリ分類し、環境社会配慮の実施及び環境社会配慮諮問委員会への報告など、各カテゴリに応じた環境社会配慮を実施することになっています。

本手順書は、改定版ガイドラインに基づき、環境社会配慮の実施にかかる実務手続きについてまとめたものです。環境社会配慮諮問委員との間で環境社会配慮ガイドラインに基づく実務的な手続きを共有することで、環境社会配慮が円滑に実施されることを目的としたものです。

については、環境社会配慮の実施対象となる事業の担当者は、環境社会配慮の実施にあたり、本手順書を参照いただければ幸いです。ジェトロ事業の内容や実施形式などに変更が生じた場合には、それに伴い本手順書も随時更新します。環境社会配慮ガイドライン及び本手順書について、不明な点などありましたら総務部総務課（環境班）まで照会ください。

凡例

- 1) ガイドライン:ジェトロが環境と社会に配慮した業務運営を確実におこない、公的機関としての社会的責任を果たすために策定した「ジェトロ環境社会配慮ガイドライン」のことをいう。2008 年 1 月に施行、2014 年 7 月の改定を経て、2024 年 7 月に 2 回目の改定を行った。
- 2) 諮問委員会:ジェトロ環境社会配慮ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、ジェトロが設置する外部有識者による「ジェトロ環境社会配慮諮問委員会」のことをいう。
- 3) 分 科 会 :ジェトロ環境社会配慮諮問委員会の下に設置した「分科会」のことをいう。同分科会は、環境社会配慮ガイドラインにおいて、環境社会配慮の実施対象となるジェトロ事業のカテゴリ分類及び助言などを行う。

I. ジェトロ事業における環境社会配慮の実施概要

ジェトロは事業を実施する過程で、環境や社会に種々の影響を及ぼす可能性があります。そのため、想定される環境社会配慮上のリスクに留意した上で事業を企画・実施すると共に、ガイドラインに定められた環境社会配慮の実施方法に基づき対応をお願いします。

1. ジェトロ事業において想定される環境社会配慮上のリスク

ジェトロ事業において想定される環境や人権へのリスクについて、環境社会配慮ガイドラインの別紙1にまとめています。これらのリスクは、環境社会配慮にかかる国際的なガイドラインに基づき、ジェトロ事業において想定されるものを諮問委員会の助言を踏まえ選定したものです。

については、事業を企画・実施するにあたり、これらのリスクに留意すると共に、これらのリスクに該当する可能性がある場合には、進め方について環境社会配慮審査役に照会してください。

2. ジェトロ事業における環境社会配慮の実施

ジェトロが事業主体として実施する事業(受託事業含む)について、その環境社会への影響の程度に応じて A、B、C の 3 種類にカテゴリ分類し、各カテゴリに定められた環境社会配慮を実施することとしています。

そのため、各カテゴリの内容を確認した上で、担当している事業や取組が A、B、C のいずれかのカテゴリに該当する場合には、カテゴリ別に定められた環境社会配慮を実施して下さい。各カテゴリの定義、対象事業、取組については、以下のとおりです。

(1) カテゴリ A:

環境や社会への望ましくない影響のある可能性を持つような事業。また影響が複雑、また先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きく影響が不可逆的である場合。

<対象事業>

- ・ジェトロが案件の具体化支援(実行可能性検証を含む)を目的として、企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境や社会への望ましくない影響が大きいと考えられるもの。

<取組>

- ・事業を実施する過程において、ガイドライン第Ⅲ部 1.(2)基本方針に定められた環境社会配慮を実施する。

(2) カテゴリ B:

環境や社会への望ましくない影響がカテゴリ A の事業に比して小さいと考えられる事業。一般的にはサイトそのものにしか及ばず、不可逆的な影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられるもの。

<対象事業>

- ・ジェトロが案件の具体化支援(実証可能性検証を含む)を目的として、企業の活動経費を直接補助する事業の中で、事業内容や規模などを考慮して、環境や社会への望ましくない影響がカテゴリ A の事業に比して小さいもの。

＜取 組＞

- ・事業を実施する過程において、ガイドライン第Ⅲ部 1.(2)基本方針に定められた環境社会配慮を実施する。

(3) カテゴリ C:

環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるもの。

＜対象事業＞

- ・ジェトロの貿易・投資促進事業の中で、カテゴリ A 及び B に属さない環境社会関連事業・取組全般

＜対 応＞

- ・助言委員会に事業・取組概要及び実績等について報告する。

3. カテゴリ分類の方法

諮問委員会の下に設置されている分科会の助言を踏まえ、ジェトロ事業及び取組のカテゴリ分類を行います。

カテゴリ分類の結果、カテゴリ A、B、Cに分類された事業及び取組については、環境社会配慮審査役より担当部に個別に連絡しますので、担当部は環境社会配慮審査役の連絡内容に沿ってご対応をお願いします。

なお、カテゴリ分類にあたり、環境社会配慮審査役より事業内容や取組内容を各部に照会することがあります。各部におかれては、照会があった場合には、事業及び取組にかかる情報提供などに協力をお願いします。

Ⅱ. 環境社会配慮の実施方法、手続き

1. カテゴリ A

(1) 環境社会配慮の実施方法、手続き

本手順書「Ⅰ. 3. カテゴリ分類の方法」において、カテゴリ A に分類された事業の担当部は、以下の要領を踏まえ、事業の実施過程で環境社会配慮を実施して下さい。

1) 事業実施前の段階

①担当部は、ウェブサイトなどで事業を公募する際、環境社会配慮ガイドラインのウェブページにリンクを張るなど、実施主体が同ガイドラインの内容を確認できるようにして下さい。

②担当部は、実施主体から事業申請を受け付ける際に、担当部が定める事業申請書及び本手順書の別紙 2「スクリーニング様式」を入手して下さい。

事業申請書は、本手順書の別紙 1「事業申請書(雛形)」を参照ください。同雛形には、実施主体がガイドライン遵守を誓約する項目を設けることにより、事業申請書においてガイドライン遵守が確認できるようにしています。

また、事業申請書は、ガイドライン別紙 2「申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」の内容が記載できるようにしてください。

③担当部は、実施主体から提出のあった事業申請書及びスクリーニング様式の内容を確認し、環境社会配慮に関する調査項目が適正に記載されているか確認してください。これらが適正に記載されていない場合には、実施主体に追加で情報提供を依頼すると共に、必要に応じて海外事務所からも情報収集を行ってください。

④案件が採択されたら、事業申請書及びスクリーニング様式を環境社会配慮審査役に提出して下さい。環境社会配慮審査役は、事業申請書に環境社会配慮項目が含まれていることを確認した上で、これらを分科会に送付し、環境社会配慮にかかる助言を依頼します。

⑤分科会は、事業申請書及びスクリーニング様式の内容を踏まえ、依頼から 2 週間以内を目途に、実施主体への助言内容を別添 3「助言フォーム(雛形)」に記入し環境社会配慮審査役に送付します。

環境社会配慮審査役は、その内容を確認した上で担当部に送付しますので、担当部は実施主体に提供して下さい。

2) 事業の実施段階

①実施主体は、ガイドライン別紙 4「事業報告書における環境社会配慮項目の記載要領」に基づき、分科会の助言内容を含め幅広い洗い出しを行い、環境社会配慮にかかる調査項目について調査・検討し、その調査結果を報告書に記述します。担当部は、実施主体に対して、調査の実施過程では以下に留意するようお願いして下さい。

- ・実施主体は、事業を開始する段階で、まず相手国の環境社会配慮に関連する諸制度の内容確認、この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境等に関する情報収集を行います。
- ・その上で、実施主体は、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と事業開始時点で想定される調査項目の幅広い洗い出しを行います。

- ・実施主体は、事業予定地が明らかになっている、あるいは被影響地域が明確であると判断される場合には、想定されるステークホルダーの特定方法と必要な情報収集の内容・方法を含む協議の結果を事業報告書に記述します。このため、実施主体は、調査の実施過程で、必要に応じて当該地域の環境社会状況に詳しい個人や団体から情報収集を行います。
- ・実施主体は、調査の文献及び基礎データを引用する場合には、出典及び入手経路を記述します。
- ・実施主体は、必要に応じて、環境社会配慮を専門とする者を派遣し、現地調査を行います。

②担当部は、事業の実施過程において、上記①の留意事項に基づき取組が実施されているか確認すると共に、ガイドライン別紙 4 に基づき、環境社会配慮調査項目が適切に調査・検討されているか併せて確認して下さい。環境社会配慮審査役は、担当部の確認に協力し、必要な助言を提供します。

3) 事業報告書の精査段階

- ①担当部は、実施主体より事業報告書が提出されたら、ガイドライン別紙 4 に基づき、助言内容を含めた環境社会配慮調査項目が適切に調査・検討されているか確認した上で、事業報告書を環境社会配慮審査役に提出して下さい。環境社会配慮審査役は、事業報告書の内容を確認した上で、分科会に提出します。
- ②分科会は、事業報告書の内容について、ガイドライン別紙 4 に基づき、当該案件に適切な環境社会配慮調査項目が調査・検討されているか、また助言内容が適切に調査・検討されているか確認し、必要に応じて助言します。
- ③環境社会配慮審査役は、事業報告書に対して、分科会より助言があった場合には、助言内容を確認し、担当部に提供します。担当部は、同内容を事業の実施主体に提供し、事業終了後も助言内容を踏まえ、自社で環境社会配慮に取り組むよう要請して下さい。
- ④環境社会配慮審査役は、分科会メンバーと担当部の双方と連絡調整を行い、業務が円滑に進むよう調整します。但し、分科会会長から要請があった場合は、分科会と担当部の協議の機会を設けることがありますので予め留意して下さい。

4) 環境社会配慮にかかる情報公開

- ・ジェトロは、実施主体の了解が得られる範囲内で、環境社会配慮の実施結果をジェトロホームページに情報公開すると共に、諮問委員会に報告します。

2. カテゴリ B

(1) 環境社会配慮の実施方法、手続き

本手順書「Ⅰ. 3. カテゴリ分類の方法」において、カテゴリ B に分類された事業の担当部は、以下の要領を踏まえ、事業の実施過程で環境社会配慮を実施して下さい。

1) 事業実施前の段階

①②③カテゴリ A と同様

④案件が採択されたら、環境社会配慮審査役に事業申請書及びスクリーニング様式を提出して下さい。環境社会配慮審査役は、申請書に環境社会配慮項目が含まれていることを確認します。

⑤環境社会配慮審査役は事業申請書及びスクリーニング様式が担当部から提出された後、2 週間以内を目途に助言内容を取りまとめ担当部に送付します。担当部は、その内容を実施主体に提供して下さい。

2) 事業の実施段階

①実施主体は、ガイドライン別紙 4「事業報告書における環境社会配慮項目の記載要領」に基づき、ジェットロより助言のあった内容を含め幅広い洗い出しを行った調査項目について調査・検討し、その結果を報告書に記述します。実施主体が、調査の実施過程で留意する点は、カテゴリ A と同様。

②カテゴリ A と同様

3) 事業報告書の精査段階

①担当部は、実施主体より事業報告書が提出されたら、ガイドライン別紙 4 に基づき、助言内容を含めた環境社会配慮調査項目が適切に調査・検討されているか確認した上で、環境社会配慮審査役に提出して下さい。

②環境社会配慮審査役は、事業報告書の内容について、ガイドライン別紙 4 に基づき、当該案件に適切な環境社会配慮調査項目が調査・検討されているか、また助言内容が適切に調査・検討されているか確認します。

③環境社会配慮審査役は、必要に応じて助言します。担当部は、同内容を事業の実施主体に提供し、事業終了後も助言内容を踏まえ、自社で環境社会配慮に取り組むよう要請して下さい。

4) 環境社会配慮にかかる情報公開

・カテゴリ A と同様

(2) 案件毎にカテゴリ A もしくは B のいずれか判断を要する事業の手続き

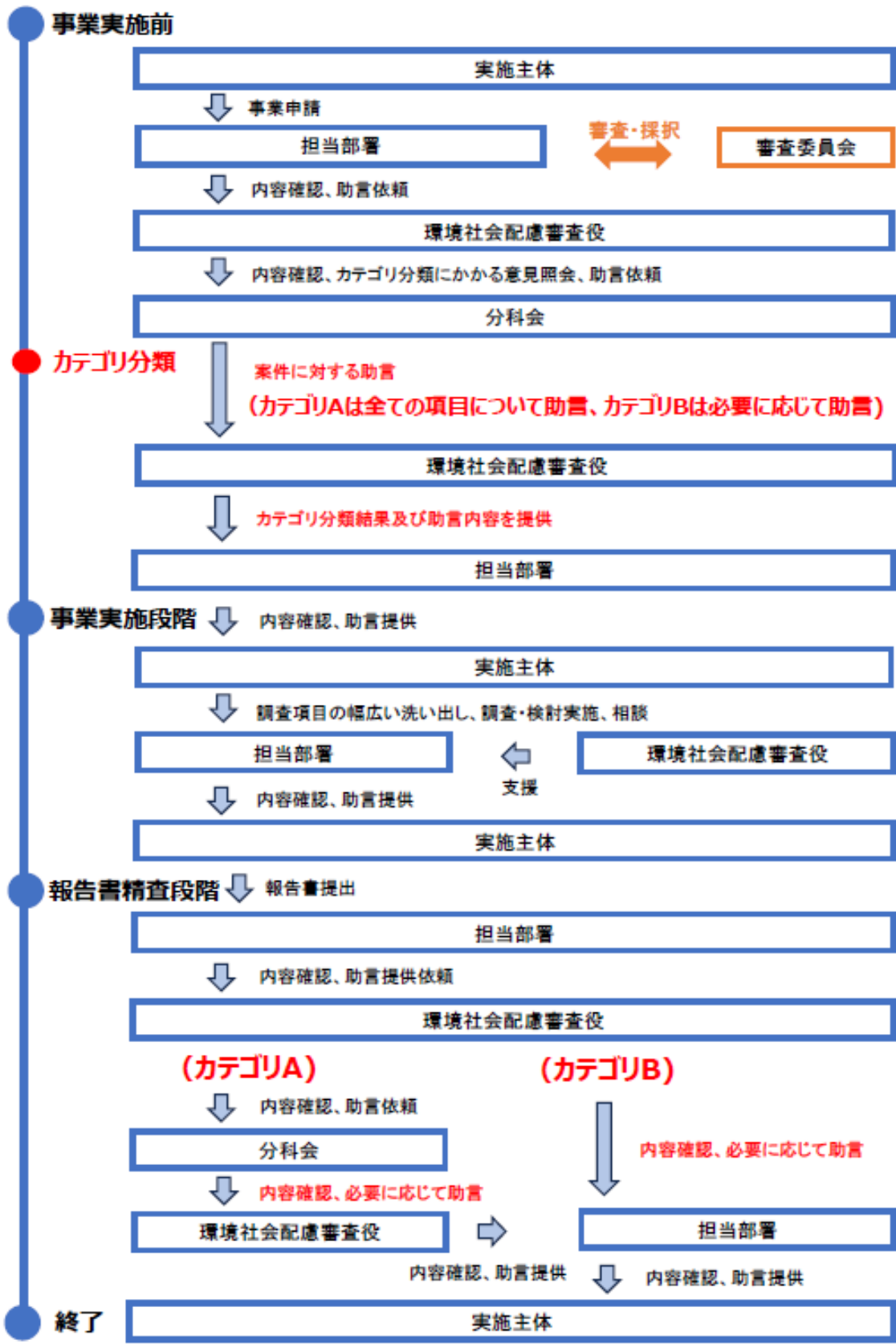
案件毎にカテゴリ A もしくは B のいずれか判断を要する事業については、本手順書「Ⅱ. 1.

(1) 環境社会配慮の実施方法、手続き」に沿って進めてください。同項目の「1) 事業実施前の段階⑤」において、環境社会配慮審査役から分科会に申請書及びスクリーニング様式を送付した後、分科会の助言を踏まえカテゴリ A もしくは B のいずれか分類が決まります。

その後は、カテゴリ A もしくは B 共に、「事業の実施段階以降」の進め方、手続きに沿って進めてください。

3. 環境社会配慮の実施フロー(カテゴリ A 及び B)

カテゴリ A 及び B に分類される事業の環境社会配慮の実施フローは以下の通りです。環境社会配慮の実施にあたりご参照ください。



4. カテゴリ C

(1) 環境社会配慮の実施方法、手続き

本手順書「Ⅰ. 3. カテゴリ分類の方法」において、カテゴリ C に分類される事業については、事業実績及び取組内容を諮問委員会に報告します。年度分をまとめて翌年度当初に開催する諮問委員会に報告します。

諮問委員会開催前に総務部が報告様式を定めますので、報告対象となる事業及び取組の担当部におかれては、事業実績及び取組内容について情報提供いただくと共に、報告資料の作成に協力をお願いします。

Ⅲ. 環境社会配慮の実施における分科会との連絡フロー

1. カテゴリ A・B 共通

(1) 事業開始前の段階

- 1) 案件採択後、環境社会配慮審査役は分科会メンバーに、事業申請書、スクリーニング様式及び助言フォームをメールにて送ります。
- 2) 分科会メンバーは内容確認後、助言を依頼された日の翌日から 2 週間以内を目途に、本手順書別紙 3「助言フォーム(雛形)」に必要事項を記入し、環境社会配慮審査役にメールで送付いただきます。期限内に回答できない場合には、回答可能な期限についてご連絡いただきます。各分科会メンバーは、カテゴリ A と判断する案件については全ての項目について助言フォームを記入することとし、カテゴリ B と判断する案件については、案件内容に疑問が生じた場合等、必要に応じて助言フォームに記入いただくこととします。
- 3) 環境社会配慮審査役は、分科会メンバーの助言内容を取りまとめ、担当部に送付しますので、担当部は実施主体に提供してください。助言内容について不明な点があれば、環境社会配慮審査役より分科会メンバーに照会します。

(2) 事業報告書提出後の段階

- 1) 実施主体より提出された事業報告書を環境社会配慮審査役が確認した後、分科会メンバーにメールでお送りします。
- 2) 分科会メンバーは事業報告書の内容確認後、助言することがあれば、本実務手順書別紙 3「助言フォーム(雛形)」に記入し事業報告書が送られた日の翌日から 2 週間以内に環境社会配慮審査役にメールで送付いただきます。期限内に回答できない場合には、回答可能な期限についてご連絡いただきます。

IV. 環境社会配慮諮問委員会及び分科会の設置概要と運用目安

1. 環境社会配慮諮問委員会、分科会

環境社会配慮諮問委員会	分科会
1. 役割 ジェトロが環境社会配慮ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくために設置。	環境社会配慮ガイドラインを円滑に運用するため、環境社会配慮諮問委員会委員長の指名により諮問委員会の下に設置。
2. 業務 諮問委員会は、ジェトロに対して、以下に関する内容について助言する。 ・ジェトロの環境社会配慮の実施 ※必要に応じて分科会を設置し、分科会が行った活動について報告を受け、必要に応じて指導する。 ・ガイドラインの見直し ・ジェトロの環境社会配慮に関する外部からの指摘及び意見への対応	分科会は、以下に関する内容について対応する。 ・ジェトロ事業のカテゴリ分類及びカテゴリ A に分類された事業については全ての項目について助言する。カテゴリ B 案件については、案件内容に疑問が生じた場合等、必要に応じて助言する。 ・カテゴリ分類及び環境社会配慮の実施にかかる助言、報告書に対する助言などについて、原則、諮問委員会において報告する。
3. 構成 ジェトロが委嘱する環境社会配慮にかかる有識者	諮問委員会委員長が指名する環境社会配慮諮問委員
4. 開催頻度 原則、年 1 回開催(7 月頃を予定)。その他の開催については、諮問委員会委員長の意向を踏まえ、随時開催を検討する。	カテゴリ分類及び環境社会配慮を実施する案件があれば、随時開催する。
5. 開催形式 原則、ジェトロ本部において対面形式で開催する。可能な限り、諮問委員が出席できるようオンラインも併用する。	原則、書面(メール含む)もしくはオンラインで開催する。分科会長より、要請があった場合には対面での開催を検討する。
6. 情報公開 公開	非公開
7. 事務局 ジェトロ総務部	ジェトロ環境社会配慮審査役

(別添1)

記入日： 年 月 日

事業申請書(雛形)

0. 実施主体及び事業概要

実施主体の概要	
1. 法人名	
2. 代表者名	
3. 本社所在地	
4. 設立年月日	
5. 資本金	
6. 従業員数	
7. 直近の年商	
8. (協力法人名)	
提案事業の内容	
1. 対象国	
2. 対象分野	
3. 提案機器・技術の概要	
4. 想定するビジネス計画	
5. 事前の現地調査	
6. 本事業実施予定期間	
7. 対象国パートナー	
8. 対象国カウンターパート (公的・民間組織)	
9. 想定される受注額	
10. 経費概算額	

下記の項目に○/×で回答してください。企業グループの場合、1社でも当てはまらない場合は「×」を選択してください。

質問	回答
(1)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く)でない	○/×
(2)本公告の日から応募締切日までの期間、契約に関し、ジェトロから指名停止措置を受けていない	○/×
(3)国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていない	○/×
(4)反社会的勢力、又はこれに類似する企業・団体・個人でない	○/×
(5)本事業への応募にあたり、経営者・事業責任者を含み社内コンセンサスがとれている	○/×

(6)フォローアップが可能な海外事業担当者がおり、事業アンケートやフォローアップアンケートに協力する	○/×
--	-----

【申請書記載にあたっての留意点】

- 複数の案件に応募する場合は案件毎に作成してください。
- A4 で作成・提出ください。記入欄は現状を基本とし、拡大可。分量は全体で 20 ページ以内とします。
- 必要資料を添付することは妨げません。

1. 提案法人について

(1) 提案法人概要

※提案法人の概要をまとめてください。 ※パンフレットやIR情報等の添付でもかまいません。
--

(2) 協力法人概要

※国内外の協力法人(企業グループの場合、提案法人以外の法人すべて。再委託者を含む)およびカウンターパートについて記載ください。
--

(3) 提案法人による海外での調査・活動・営業の経験（過去5年以内）(企業グループの場合、それぞれ企業の主だった経験を記載する)

実施年	実施国	活動内容	日本側、現地側関係者

2. 提案機器・技術について

(1) 対象技術概要

○展開を考えている対象製品・技術の名称、特徴、スペック・価格、特許・認証の有無等について記載ください。 ○当該製品・技術の国内外での販売・受注実績について説明ください。 ○当該製品・技術が、対象国・地域・カウンターパートが抱える課題をどう解決し得るか説明ください。

(2) 他国との競合状況

○当該国における他国企業の販売・受注実績、競争力について記述ください。また、提案企業含め日本企業の状況について比較優位性(価格、スペック、模倣可能性等の面)を説明してください。

3. ビジネス戦略・計画について(本事業前後含む)

- 当該国でのこれまでの調査・ビジネス活動について、選定経緯や内容、また戦略的な位置づけについて記載ください。また現時点で想定されるパートナーおよび提案企業の協力体制やビジネスモデルについて説明ください。
- ビジネス化に向けて必要となる投資金額、およびスケジュール、また想定される受注額や他機関の支援ツール活用など将来への展望について言及ください。

4. 本事業実施計画

(1) 事業概要

- 本事業の具体的なターゲットとする市場・顧客・調査項目・手法について言及ください。
- 本事業の目的および成果目標、想定される受注額を記載ください。

(2) 事業スケジュール

○適宜行を追加ください。

活動項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
(事業準備期間)						
①						
②						

活動項目	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
(事業準備期間)						
①						
②						

(3) 実施体制

※事業を実施する際の組織内体制、協力法人(再委託先含む)の役割について、図式化して明記ください。

--

(4) 事業統括者の経験・能力

※提案企業所属人材に限ります。下記項目を踏まえた履歴書を別途添付してください。採択後の統括者の変更は、契約中止とする場合があります。

※事業統括者および主要メンバーについては、経験年数 10 年以上を原則とします。

氏 名:		
所 属・役 職:		
専 門 分 野:		
その他の資格:		
業務の経験年数: 年		
類似業務における事業統括者としての実績:		
調査件名	発注者	従事期間 (年 月 ~ 年 月)

(5) 主要メンバーの経験・能力

※提案プロジェクトにおいて重要度が高いと思われる主要メンバーについて記入してください。

略歴書の添付は不要です。

※企業グループでの応募の場合、各社から最低 1 名主要メンバーとして選出ください。

※事業統括者および主要メンバーについては、経験年数 10 年以上を原則とします。

1) ○○担当
氏 名:
所 属・役 職:
専 門 分 野:
その他の資格:
類似業務の経験年数:
選任理由及び役割:

2) ○○担当
氏 名:
所 属・役 職:
専 門 分 野:
その他の資格:
類似業務の経験年数:
選任理由及び役割:

(6) 相手国の協力体制(民間・公的機関含む)

○事業を実施する際の相手国側の協力体制がある場合は、その内容を図式化して記入してください。また、カウンターパートの選定理由も記載ください。

(7) 環境・社会配慮に関する側面の検討

○申請事業が環境社会に影響を与える可能性について、ジェトロ環境社会配慮ガイドラインの別紙 2「申請書における環境社会配慮に関する項目の記述要領」に基づき、以下の内容について、記入時点で記載可能な内容を簡潔に記載してください。

○事業実施にあたり、海外において新たに用地取得もしくは拡張の可能性がある場合には、用地の規模(面積)、新たに見込まれる雇用人数などについても可能な範囲内で記述してください。

○環境社会配慮にかかる調査概要

(1) 調査内容・項目

事業実施にあたり環境社会配慮にかかる必要な調査及び今回の調査におけるスコープ等につき、簡潔に記述してください。

(2) 既存調査の有無

事業における環境社会配慮に関する既存調査がある場合は、その内容について記述してください。

(3) 環境社会影響の可能性

事業の実施が環境社会影響に与える可能性の有無について記入してください。影響を与える可能性がある場合は、環境社会影響をどのように把握するのかその調査方法等を記述し、可能性がない場合は、事業の性格や実施内容に則した明確な理由を記述してください。

○環境社会改善効果

事業を実施することにより環境社会改善効果(省エネ、省資源、自然環境保全、代替エネルギー、労働条件、労使関係、職場のダイバーシティ&インクルージョン、労働者の技能構築等)が期待される場合には、その内容・理由等について記述してください。

(8) 事業リスクの把握

○提案事業の想定されるリスクや不確定要素(投資規制、許認可、知財、情勢等)、またリスク時への対処や別プランについて記入してください。

□本事業の申請にあたり、ジェトロ環境社会配慮ガイドラインを遵守し、適切に環境社会配慮を実施します。

会社名:

役 職:

氏 名:

(別添2)

記入日： 年 月 日

スクリーニング様式

項目1 事業概要

1-1 事業実施にあたり、新たに用地取得もしくは拡張の可能性はありますか。現段階では具体的に決まっていない場合でも、将来的に可能性がある場合には「Yes」に回答して下さい。

☐YES ☐NO

1-2 上記 1-1 で「Yes」と回答した場合、事業の実施予定地を記入して下さい(地図の添付が望ましい)。具体的な事業予定地が決まっていない場合には、予定地域を可能な範囲で記入して下さい。()

1-3 事業実施にあたり、新たに雇用を創出する、あるいは既存のバリューチェーン上の雇用について影響を及ぼす可能性はありますか。現時点で具体的に決まっていない場合でも、将来的に可能性がある場合には「Yes」に回答してください

☐YES ☐NO

項目2 ステークホルダーとの協議等

2-1 本事業を進めるにあたり、既にステークホルダー協議を実施しましたか。

☐実施済み ☐実施していない(今後実施予定含む)

実施済の場合は、該当するステークホルダーをチェックし、日時、場所、参加人数、所属、性別、主な意見と対応状況等を記入してください(複数回答可)。

☐関係省庁()
☐地域住民()
☐NGO()
☐労働者・労働組合()
☐その他()

2-2 本事業は、新規に開始するものですか、既に実施しているものですか。既に実施している場合、既に行われている事業活動について、現地住民等より苦情や意見を受けたことがありますか。

☐新規 ☐既往(苦情あり) ☐既往(苦情なし) ☐その他()

現地住民等から苦情や意見があった場合には、下記欄に、具体的な内容を記述してください。また、可能な範囲でそれに対して取った対応策も併せて記述して下さい。

()

項目3 環境アセスメント等の実施予定の有無

3-1 事業実施にあたり、環境アセスメント(EIA、IEE 等)は、制度上または事業実施の国内法上、必要とされますか。必要な場合、実施又は計画されていますか。必要な場合は、必要とされる根拠についても記入してください。

☐必要 (☐ 実施済 ☐ 実施中・計画中)

(必要な理由:)

☐不要

☐未確認(今後調査予定を含む)

☐その他()

3-2 上記 3-1 で「必要」と回答した場合、環境アセスメントは当該国の環境アセスメント法に基づき審査・承認を受けていますか。既に承認されている場合には、その承認年月、承認機関を記載してください。

☐承認済み(附帯条件なし)(承認年月: 承認機関:)

☐承認済み(附帯条件あり)(承認年月: 承認機関:)

☐審査中

☐実施中

☐手続きを開始していない

☐その他()

3-3 その他の許認可が必要な場合、その許認可名を記載してください。また、当該許認可を取得済みですか。

☐取得済み ☐取得必要だが未取得 ☐取得不要

☐未確認(今後調査予定を含む)

☐その他()

(許認可名:)

3-4 環境アセスメント報告書や許認可所等は、一般に公開されていますか。公開されている場合、場所、URL 等を記載してください。

☐現地事務所などで公開されている(場所:)

☐ウェブサイト上で公開されている(URL:)

☐公開されていない

☐その他()

項目4 環境社会配慮の実施に関する確認

4-1 本事業の実施予定地又はその周辺に、次に示す地域がありますか。

☐YES

☐NO

Yes の場合には、該当する項目をチェックしてください。また具体的名称等を記載してください(複数回答可)。

- ☐ 国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等) (名称:)
- ☐ 原生林、熱帯の自然林(名称:)
- ☐ 生態学的に重要な生息地(サンゴ礁、マングローブ湿地、干潟等) (名称:)
- ☐ 国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地
(生息地の名称、希少種の種類:)
- ☐ 大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域(名称:)
- ☐ 砂漠化傾向の著しい地域(名称:)
- ☐ 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域(名称:)
- ☐ 少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域(名称:)

4-2 本事業の実施予定地において、以下に示す要素が予定又は想定されていますか。

☐ YES ☐ NO

YES の場合には、該当する内容にチェックを入れて、可能な範囲内で、カッコ内に詳細を記載してください(複数回答可)。

- ☐ 非自発的住民移転
- ☐ 地下水揚水
- ☐ 埋立、土地造成、開墾
- ☐ 事業に伴う環境の改変による周辺住民の生業への影響
- ☐ 森林伐採

(例: 非自発的住民移転数、埋立面積、森林伐採面積等:)

4-3 本事業の実施過程及び主要なサプライチェーンで、環境社会に望ましくない影響を及ぼすことが懸念されますか。懸念事項がある場合には、以下の該当する項目にチェックしてください(複数回答可)。また、懸念事項について、可能な範囲内で具体的に記載してください。

☐ YES ☐ NO

- ☐ 大気汚染
- ☐ 水質汚濁
- ☐ 土壌汚染
- ☐ 廃棄物
- ☐ 騒音・振動
- ☐ 地盤沈下

- ☐悪臭
- ☐地形・地質
- ☐底質
- ☐生物多様性
- ☐水利用
- ☐事故
- ☐気候変動
- ☐非自発的住民移転
- ☐雇用や生計手段等の地域経済
- ☐土地利用や地域資源利用
- ☐社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織
- ☐既存の社会インフラや社会サービス
- ☐貧困層・先住民族・少数民族・難民・国内避難民
- ☐被害と便益の偏在
- ☐地域内の利害対立
- ☐ジェンダー
- ☐障がい者
- ☐子どもの権利・高齢者への配慮
- ☐文化遺産
- ☐HIV/AIDS、新型コロナウイルス等の感染症
- ☐労働環境・労働安全
- ☐移住労働・強制労働
- ☐汚職・腐敗
- ☐その他()

上記でチェックした懸念事項について、可能な範囲内で具体的に記入して下さい。
()

- 4-4 事業の実施場所・方法等について、他の選択肢との比較検討を行った場合には、その内容について、できる限り具体的に記載してください。
()

※本様式は暫定的な雛形であり、実際の運用を踏まえ適宜、修正を行います。

(別添3)

記入日： 年 月 日

委員名： _____

助言フォーム(雛形)

1. カテゴリ分類結果

(1) 案件名
(2) カテゴリ分類結果
☐ カテゴリA ☐ カテゴリB
(3) カテゴリ分類の理由

2. 環境社会配慮にかかる助言

(1) 全体所感
(2) 他の選択肢との比較検討
(3) 環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲
(4) 環境と社会への望ましくない影響の回避・緩和策
(5) 情報公開・ステークホルダーとの協議
(6) その他

以上